

土佐市老人クラブ連合会 若手委員会 運営内規

(目的)

第1条 この委員会は、老人クラブ活動の総合的かつ効果的な事業推進を図るため、若手高齢者(75歳未満の者)の立場で次に掲げる事項について審議をし、老人クラブの組織強化と活動の活性化を図ることを目的に設置する。

- (1) 若手会員の加入促進・組織化に関する事項
- (2) 若手リーダーの育成・研修会に関する事項
- (3) 若手会員の活躍の場づくりに関する事項
- (4) その他若手会員の発想や行動力を生かした事業に関する事項

(構成)

第2条 委員会は単位老人クラブから推薦された者(75歳未満の者)をもって構成する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

委員の欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 委員会は、次の役員を置き、委員会において選任する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(会議・運営)

第5条 委員会の運営を図るため、委員長が招集し、会議を開催する。

(提言)

第6条 委員会は、老人クラブ活性化のために、必要と認められることにつき、市老連会長に提言することができる。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更をしようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

付則1 この規程は、平成25年5月23日から施行する。